

令和七年六月

令和七年六月文京区議会定例議会議案(二)

文
京
区

目次

議案第二十一号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	5 頁
議案第二十二号	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	9 頁
議案第二十三号	文京区空家等の適正管理に関する条例	13 頁
議案第二十四号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	17 頁
議案第二十五号	文京シビックセンターシステム天井用照明器具等更新工事請負契約	21 頁
議案第二十六号	文京区立関口三丁目公園再整備工事請負契約	23 頁

議案第二十一号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月二十四日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月文京区条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第二項の」を「から第三項まで及び第五項の」に改める。

第十四条第二号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の下に「。次条において同じ」を加える。

第十五条の見出しを「（第一号部分休業の承認）」に改め、同条第一項を次のように改める。

育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の承認は、三十分を単位として行うものとする。

第十五条第二項中「勤務時間条例第十六条の三第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の三第一項の規定による子育て部分休暇」を「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十年三月文京区規則第二十七号。以下「勤務時間規則」という。）第二十五条の三第五項若しくは幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第十五号。以下「幼稚園教育職員勤務時間規則」という。）第三十条の三第五項の規定による第一号子育て部分休業」に、「部分休業」を「第一号部分休業」に、「当該子育て部分休暇」を「当該第一号子育て部分休業」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、勤務時間規則第二十五条の三第七項又は幼稚園教育職員勤務時間規則第三十条の三第七項に規定す

る第二号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第一号部分休業を承認することはできない。

第十五条第三項中「対する部分休業」を「対する第一号部分休業」に、「又は子育て部分休暇」を「又は第一号子育て部分休暇」に、「における部分休業」を「における第一号部分休業」に、「当該子育て部分休暇」を「当該第一号子育て部分休暇」に改め、同条に次の一項を加える。

4 勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく規則の規定による第二号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている非常勤職員については、第一号部分休業を承認することはできない。第十五条の次に次の四条を加える。

（第二号部分休業の承認）

第十五条の二 育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

2 勤務時間規則第二十五条の三第五項、幼稚園教育職員勤務時間規則第三十条の三第五項又は勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく規則に規定する第一号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第二号部分休業を承認することはできない。

（育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間）

第十五条の三 育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第十五条の四 育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、勤務時間規則第二十五条の三第七項、幼稚園教育職員勤務時間規則第三十条の三第七項又は勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく規則に規定する第二号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員については、当該各号に定める時間から当該第二号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間とする。

一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に一分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に十を乗じて得た時間

（育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情）

第十五条の五 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（以下「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第十六条中「部分休業」を「育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業」に改める。

第十七条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第十七条 育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十九条第二項第二号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第十五条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

(説 明)

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）の一部改正に伴い、部分休業制度を拡充するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第二十二号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年六月二十四日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月文京区条例第四号）の一部を次のように改正する。
第九条の二第一項及び第二項中「並びに第十六条の三第一項」を「、第十六条の三第一項並びに第十六条の六第二項」に改める。

第十六条の三第一項中「の子」の下に「その他規則で定める当該職員の子」を加え、「一部」を「全部又は一部」に改める。

第十六条の四第一項中「（次条において）」を「（以下）」に改める。

第十六条の五の次に次の一条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第十六条の六 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月文京区条例第八号）第十八条第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 職員の育児休業等に関する条例第十八条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員
の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十六条の六第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ず
ることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたも
のとみなす。

（説 明）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部
改正等に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第二十三号

文京区空家等の適正管理に関する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月二十四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区空家等の適正管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、文京区（以下「区」という。）における空家等の適正な管理に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百七号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、区民等の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 空家等 法第二条第一項に規定する空家等であつて、区の区域内（以下「区内」という。）に存するものをいう。

二 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

三 区民等 区内に住所を有する者並びに区内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(所有者等の責務)

第三条 所有者等は、自らが所有し、又は管理する空家等が周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの

責任において当該空家等の適正な管理を行わなければならない。

2 所有者等は、区が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(区の責務)

第四条 区は、区民等に対し、空家等の適正な管理に関する意識の啓発及び必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 区は、空家等の適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(区民等の役割)

第五条 区民等は、適正な管理が行われていない空家等の情報を区に提供するなど、空家等の適正な管理を推進するために必要な協力を努めるものとする。

(関係機関との連携)

第六条 区長は、第一条の目的を達成するため、区内を管轄する警察、消防その他の関係機関と連携し、協力体制を構築するよう努めなければならない。

(緊急安全措置等)

第七条 区長は、空家等の適正な管理が行われていないことに起因して道路、広場その他公共の場所において、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある場合であつて、かつ、当該空家等の所有者等に当該危険を回避するための措置を講じさせる時間的余裕がなく急迫した状況であると認めるときは、当該危険を回避するために必要な最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

2 区長は、緊急安全措置の実施に必要な限度において、その職員に、当該緊急安全措置に係る空家等に立ち入つて調査をさせることができる。

3 前項の規定により当該空家等に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつ

たときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 区長は、第一項の規定により緊急安全措置を講じたときは、その旨を当該緊急安全措置に係る所有者等に対し通知するものとする。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難である場合にあつては、この限りでない。

6 区長は、第一項の規定により緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置に係る所有者等から、当該緊急安全措置に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。この場合において、その徴収に当たっては、実際に要した費用の額及びその納期限を定め、所有者等に対し、文書をもって納付を命じなければならない。

7 区長は、第一項の規定により緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置の内容について文京区空家等対策審議会条例（平成二十九年三月文京区条例第七号）第一条に規定する文京区空家等対策審議会に報告するものとする。

（委任）

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

空家等の適正管理に関し必要な事項を定めるため、本案を提出いたします。

議案第二十四号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年六月二十四日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項及び第二項中「並びに第十八条の三第一項」を「、第十八条の三第一項並びに第十八条の六第二項」に改める。

第十八条の三第一項中「の子」の下に「その他教育委員会規則で定める当該職員の子」を加え、「一部」を「全部又は一部」に改める。

第十八条の四第一項中「（次条において）」を「（以下）」に改める。
第十八条の五の次に次の一条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第十八条の六 教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月文京区条例第八号）第十八条第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において

「出生時両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 職員の育児休業等に関する条例第十八条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 教育委員会は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 教育委員会は、第一項第三号又は前項第三号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 教育委員会は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十八条の六第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができ。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(説明)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第二十五号

文京シビックセンターシステム天井用照明器具等更新工事請負契約
右の議案を提出する。

令和七年六月二十四日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京シビックセンターシステム天井用照明器具等更新工事請負契約
文京シビックセンターシステム天井用照明器具等更新工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京シビックセンターシステム天井用照明器具等更新工事
- 二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約
- 三 契約金額 金四億二千六百九十四万三千円
- 四 契約の相手方 関電工・小嶋・エスワイ建設共同企業体
構成員（代表者） 東京都港区芝浦四丁目八番三十三号
株式会社関電工
取締役社長 田母神博文

構成員

東京都文京区千駄木二丁目四十六番四号
小嶋電工株式会社
代表取締役 小嶋守

構成員

東京都文京区湯島四丁目一番十二号

株式会社エスワイ電気商会

代表取締役 鈴木恒治

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

- 一 工期 契約締結の翌日から令和九年三月十二日まで
- 二 支出科目等 令和七年度 一般会計 総務費 施設管理費
令和八年度 債務負担行為

議案第二十六号

文京区立関口三丁目公園再整備工事請負契約

右の議案を提出する。

令和七年六月二十四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立関口三丁目公園再整備工事請負契約

文京区立関口三丁目公園再整備工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京区立関口三丁目公園再整備工事
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金一億八千六百十六万七千七百円
- 四 契約の相手方 東京都江東区冬木六番二十五号
株式会社ランデック
代表取締役 石川綾子

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出

いたします。

(参 考)

一 工 期
二 支出科目等

契約締結の翌日から令和八年七月二十二日まで

令和七年度 一般会計 総務費 防災対策費

土木費 公園緑地費

令和八年度 債務負担行為

